

令和3年度

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1) 令和3年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したも の (※2)	左記以外で3月 末までに 公告したもの (※3)
借受面積	258	30
転貸面積(※1)	293	25
うち新規集積面積(※1)	74	10

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2: 過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したものと及び
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3: 当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告した ものとする。

(2) 累計(令和4年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	842
うち転貸面積(②)	826
うち新規集積面積	370
うち機構が管理している面積	16
うち作業委託で管理している面積	-
うち条件整備中の面積	-
転貸率②/①	98%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

(3) 遊休農地の借受・転貸面積(令和4年度)

	3月末までに 権利発生したも の (※2)	左記以外で3月 末までに 公告したもの (※2)
借受面積	18	0
転貸面積(※1)	18	0

※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

※2: 上記(1)の※2及び3と同じ。

2 転貸先の状況(令和3年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	350	291.0
①認定農業者	100	83.6
うち個人	78	51.4
うち法人	22	32.2
うち企業	17	18.8
うち農外から参入した企業	-	-
②認定新規就農者	22	5.7
③基本構想水準到達者	66	61.7
④今後育成すべき農業者	96	52.5
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	-	-
⑥その他	66	87.5
(2)地域外からの参入者	8	2.2
うち個人	7	1.4
うち法人	1	0.8
うち企業	1	0.8
うち農外から参入した企業	-	-
新規参入	16	10.1
①個人	13	3.7
②法人	3	6.4
うち企業	3	6.4
(1)+(2)の合計(※2)	354	293.2

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	1.8	2.6
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	1.4	1.4
1団地の平均面積	1.3	1.9

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	38,800	36,500
担い手の利用面積(②)	9,239	9,162
担い手への集積率 ②/①	0.24	0.25

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

5 経費等の状況(令和3年度事業分)

単位:円

賃料支払	69,419,317
賃料収入	67,617,772
差引賃料支払	1,801,545
管理・保全費支払	2,395,027
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	
運営費支払	60,683,369
業務委託支払	46,240,314
合計	109,318,710
単年度借入面積1ha当たりの単価	423,716
累計借入面積1ha当たりの単価	783,605

条件整備費借入	—
新規借入	—
返済	—
借入残額	—

6 優良事例

別紙参照

(別表)

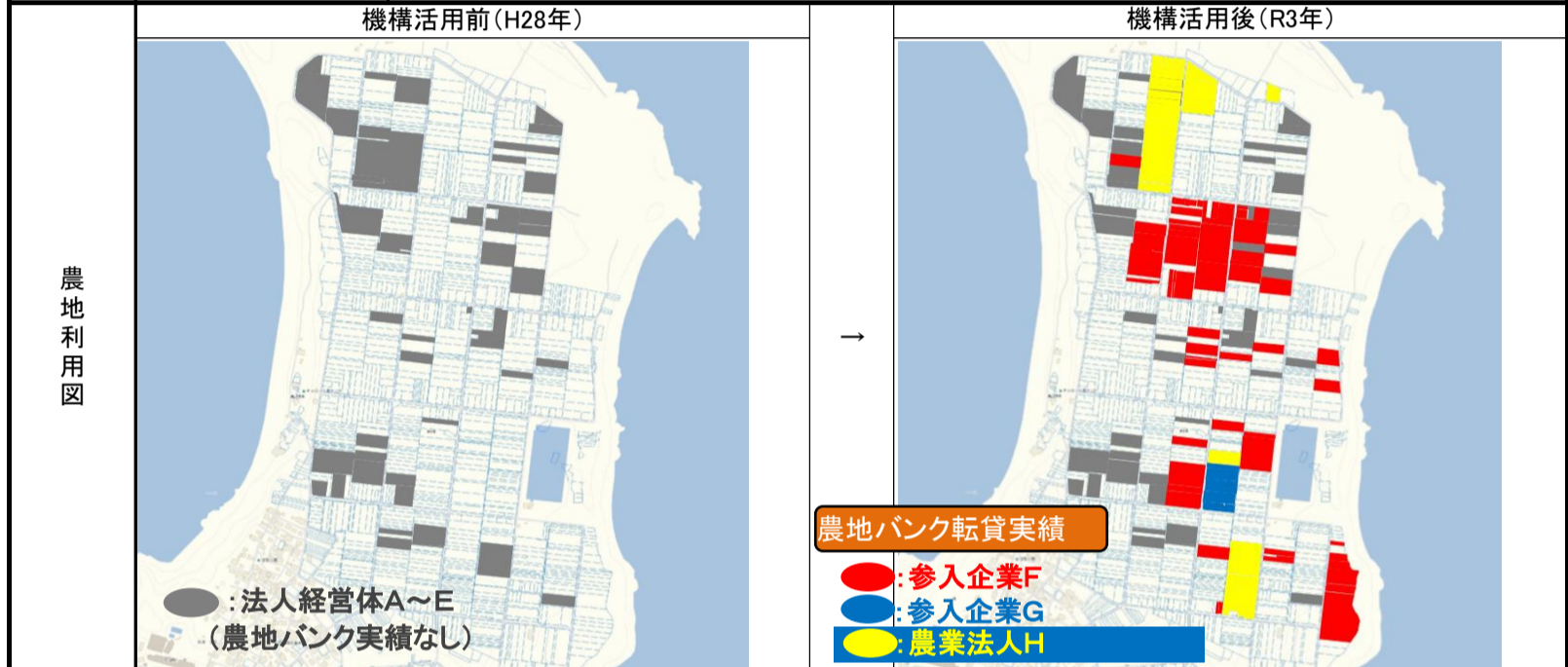
単位 ha

市町村	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地面積 ③	担い手利用 面積④	④/③
国頭村	37.6	33.6	0.89	532	181	0.34
大宜味村	19.6	19.5	0.99	257	59	0.23
東村	23.5	22.5	0.96	365	249	0.68
今帰仁村	0.2	0.2	1.00	799	169	0.21
本部町	7.1	6.5	0.92	576	89	0.15
名護市	20.5	18.5	0.90	1240	101	0.08
恩納村	1.1	1.1	1.00	311	66	0.21
宜野座村	4.3	4.3	1.00	475	129	0.27
金武町	55.0	51.8	0.94	286	78	0.27
伊平屋村	3.1	3.1	1.00	325	134	0.41
伊是名村	3.2	3.2	1.00	541	55	0.10
伊江村	0.1	0.1	1.00	1080	186	0.17
うるま市	46.7	46.0	0.98	825	134	0.16
沖縄市	5.4	5.4	1.00	83	35	0.42
読谷村	11.7	11.5	0.98	699	146	0.21
北中城村	0.2	0.2	1.00	61	4	0.06
中城村	3.9	3.9	1.00	226	22	0.10
西原町	14.3	14.3	1.00	118	23	0.20
豊見城市	0.4	0.4	1.00	233	59	0.25
糸満市	30.2	29.8	0.99	1410	217	0.15
八重瀬町	15.4	14.8	0.96	954	127	0.13
南城市	62.0	61.7	0.99	1270	106	0.08
南風原町	1.6	1.6	0.98	161	10	0.06
与那原町	0.6	0.6	1.00	23	4	0.19
久米島町	28.9	27.3	0.95	1730	493	0.28
南大東村	5.9	5.9	1.00	1830	1439	0.79
宮古島市	192.3	191.4	1.00	10600	1267	0.12
多良間村	0.3	0.3	1.00	988	364	0.37
石垣市	127.8	127.8	1.00	5300	1731	0.33
竹富町	102.3	101.8	1.00	1910	784	0.41
与那国町	17.0	17.0	1.00	506	146	0.29

農地バンクを活用した新規参入企業への農地の集積による、島の農業再生・活性化への取組

地区の概要	地区の概要及び課題	津堅島は沖縄本島勝連半島から南東約5kmに位置している離島で、ニンジンやカボチャなどを栽培している。本島との行き来は船のみで交通条件が不利な地域であり、若者が進学等を機に地域を離れ、年々人口減少と高齢化が進んでいる。このことから、生産農家の高齢化や担い手不足を要因とした、経営耕地面積や販売農家の減少に伴う、荒廃農地の増加が課題となっている。				
	地域類型	<input type="checkbox"/> 平地 <input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (都市的地域(うるま市))				
	地区の農地面積	82.9 ha ha(整備後)	作付作物	にんじん、かぼちゃ、にんにく、かんしょ、小麦、大豆		
	機構の重点実施区域の指定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 全域指定 <input type="checkbox"/> 一部指定 <input type="checkbox"/> 未指定		指定している場合は、区域名↓ うるま市(全域)		
		重点実施区域の面積	923 ha	指定時の借入面積	0 ha	
				R4.3末時点の借入面積	46.7 ha	
	機構活用面積	借入面積	16.3 ha	借入時期	H29年～R4年3月	
		転貸面積	16.3 ha	転貸時期	H29年～R4年6月(見込)	
		新規集積面積	16.3 ha			
		機構活用前(H28年)		→	機構活用後(R3年)	
	担い手の集積面積・集積率	13.2 ha		→	28.6 ha	
		15.9 %		→	34.5 %	
	担い手の平均経営面積	2.6 ha/経営体		→	4.8 ha/経営体	
	担い手の平均団地数	5.8 団地		→	6.5 団地	
	担い手の平均団地面積	2.6 ha/団地		→	4.8 ha/団地	
遊休農地面積	31.6 ha		→	23.0 ha		
	遊休農地解消面積			8.6 ha		
農地バンクから転貸を受けた新規就農者数	3経営体		農地バンクから転貸を受けた参入企業数	2経営体		
人・農地プランの実質化の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 実質化済 <input type="checkbox"/> 実質化の予定有 <input type="checkbox"/> 実質化の予定無					
	将来の農地の利用地図の作成の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
経営体の状況	機構活用前(H28年)		→	機構活用後(R3年)		
	経営体数の推移	経営体数	8 経営体	経営体数	11 経営体	
		(うち担い手数)	5 経営体	(うち担い手数)	6 経営体	
		(うち機構から転貸を受けた経営体数)	0 経営体	(うち機構から転貸を受けた経営体数)	3 経営体	
	経営体の概要	法人経営体A(野菜・担い手) 法人経営体B(野菜、かんしょ・担い手) 個人経営体C(野菜・担い手) 個人経営体D(野菜、かんしょ・担い手) 個人経営体E(野菜・担い手)		→	法人経営体A(野菜・担い手) 法人経営体B(野菜、かんしょ・担い手) 個人経営体C(野菜・担い手) 個人経営体D(野菜、かんしょ・担い手) 個人経営体E(野菜・担い手) 参入企業F(野菜・担い手) 参入企業G(野菜) 法人経営体H(野菜)	
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可				
基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 予定				
	有り・予定	実施時期	令和2年度～令和5年度			
		事業名	農地耕作条件改善事業			
		工種	荒廃農地解消			
			→	31.6ha(荒廃農地解消面積)		
		実施主体	うるま市			
	※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は、以下の項目を記載					
	基盤整備地区内の農地面積					
基盤整備地区内の機構活用面積	借入面積					
	新規集積面積					
基盤整備地区内の担い手の集積面積・集積率			→			

協力金の活用	地域集積協力金	【令和2年度】該当なし 【令和3年度】該当なし 【活用方法】
	経営転換協力金	【令和2年度】該当なし 【令和3年度】該当なし
	耕作者集積協力金	【平成30年度】該当なし



取組事例のポイント・具体的な取組内容等	取組事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 農地バンクによる新規参入企業等への農地の集積を推進し、島の農業再生・活性化を促進。 農地バンクによる一括借受と転貸を推進し、荒廃農地を解消。 農地バンク事業で狭小な農地を集約することにより、農地の作業効率を向上。
	取組事例の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地バンクは、津堅島農業再生・活性化へ向けた取組の一貫として、農地の集積・集約化を推進し、現地コーディネーター等による地権者等への説明会や相談、新規参入企業等へのマッチング調整を実施。 農地耕作条件改善事業により荒廃農地再生を実施し、参入企業等への一括借受と転貸を推進。 農地バンク事業により、多くの狭小な農地を参入企業等へ集約したことから、農業機械等の作業効率が向上し、生産性向上に寄与。
	具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 農地バンクに、全国展開している企業Fから、津堅島における大規模営農の要望があり、うるま市とも協議のうえ、農地バンク事業を活用した貸付を推進していく方針を決定。 農地バンクや地元農業者、うるま市等の関係機関、参入企業Fにより、津堅島の農業振興を図るために様々な課題を共有し解決に取り組むことを目的とする、うるま市津堅島農業振興協議会を設立。 市は停滞しつつある津堅島の農業再生・活性化を目的とした今後10年間の方針として「津堅島農業再生・活性化プラン」を策定。 農地バンクは農地の集積・集約化を推進するため、現地コーディネーター及び農地調整員による地権者等への説明会や相談、参入企業F・Gや地元の農業者が新たに設立した農業法人Hへのマッチング調整を実施。 農地調整に際しては多くの相続未登記農地における相続人や島外の不在地主等に対する調整・交渉等も行い、農地バンクの活用面積が0ha(H28)から16.3ha(R4.6)となり、集積率が15.9%から34.5%へ向上した。 農地耕作条件改善事業による荒廃農地再生により8.6haの荒廃農地が再生され、バンクより担い手へ転貸。 農地バンク事業を活用し、多くの狭小な農地(211筆、1筆平均7.7a)を新規参入企業等毎に集約したことから、農業機械等の作業効率が約2割向上し、生産性向上に寄与。

取組内容			
取組時期 (H・R・O)	取組 (取組の発端から提出現在の状況まで、誰が、誰に対してどういう目的で何を行ったかを明確に記載してください。)		
H29/6	<p>農地バンクに、全国展開している企業Fより、沖縄県うるま市津堅島において、今後、大規模に野菜生産に取り組みたいとの意向が示され、農地の借受けの申込があった。</p> <p>【企業Fの概要】 産業ガス関連事業や医療関係事業等と合わせて農業・食品関連産業を展開。特に北海道において大規模な野菜生産、食品加工事業を行っている。平成28年から、沖縄県東村において野菜栽培を開始したが、交通アクセスの利便性を求め、他市町村での営農(及び規模拡大)を希望。自社努力にて、うるま市津堅島(津堅土地改良区)を探し出し、個別に土地所有者へ借り入れの交渉を行ったが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区の農地1筆が狭隘(平均約6a)で、交渉相手が多いこと、 ・区内農地の約6割が相続未登記であること、 ・不在地主が多く、土地所有者へ連絡を取ることが困難であること、 <p>等の課題が判明し、自社努力での借り入れ交渉を断念した。その後、農地バンクへ農地の借受け申請及び相談を行った。</p> <p>企業Fの借入れ希望面積50ha(津堅土地改良区 耕地面積80ha) 津堅土地改良区の選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区内にある遊休・荒廃農地を活用することにより、集約化した一定規模の面積確保を期待。 ・遊休農地等を活用するため、県外企業の参入に対し地元農業者等の理解が得られやすいと期待。 ・水源整備や配水管等の整備が整いつつあり、効率的・安定的な営農が期待できる。 		
H30/8	<p>農地バンクは、うるま市へ企業Fの参入意向を伝える市の対応方針を確認。うるま市は、過疎化が進む津堅島において、企業Fの参入を契機に地域の再構築に取り組みすることを決定。農地バンクへ相続未登記農地の対応について協力を依頼。また、相続未登記農地への対策について、農地バンク、うるま市、農業委員会にて協議を行い、県外企業の誘致にあつては、地元住民の理解が不可欠であることから、関係機関による検討会議を設置することとした。</p>		
H30/9	<p>関係機関(農地バンク、うるま市、農業委員会(事務局、地区農業委員、農地利用最適化推進委員)、土地改良区)による検討会議において、津堅島における今後の取組方針を以下のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンク事業の利用に向けた農地所有者等との農地交渉等については、現地コーディネーター及びうるま市の農地調整員(以下、「現地コーディネーター等」という。)が中心に実施する。 ・改良区内の遊休・荒廃農地の再生は、農地耕作条件改善事業(国・県・うるま市が負担し、地元負担を求めない)を活用し、解消する。 ・うるま市の体制強化のため、農政施策と整備施策に両方の知識を有する者(元うるま市農林部局職員)を特任職員として雇用する。 <p>※1 現地コーディネーターとは、県内離島を含め5地区(北部、中部、南部、宮古、八重山)において、農地バンク事業の周知や農地の出し手の掘り起こし等を行うため、農地バンクが設置している駐在員。元県庁農林部局職員等が採用されている。現地コーディネーターは、各地区でのコーディネーターはもとより、各管内の市町村と農地バンクのつなぎ役も担っている。</p> <p>※2 農地調整員とは、市町村が設置した農地バンク事業を担当する専任職員のこと。農地バンクから重点市町村やJAに委託し、農地調整員を配置。農地調整員の費用は、農地バンクが負担。(うるま市においては、1名配置) 沖縄県内の地権者は、地縁、血縁のある者への農地の貸出しを希望しているため、長年地元と深く関わってきた者(例えば市役所職員(農地調整員))が加わることで、地権者の信頼も得られやすく、円滑に調整を進めることができる。</p>		
H31/1	<p>農地バンクとうるま市は、企業Fへの農地貸付等について、市が取りまとめた地図を基に現在の取組状況を確認し、今後の農地の集積計画について協議。</p>		
R1/5	<p>農地バンク、うるま市、農業委員、農地最適化推進委員、企業F、土地改良区を構成員とする、津堅島農地集積会議を開催。会議では、対象農地の情報を整理した津堅島統合台帳(所有者、管理者、耕作者、貸借意向等、企業Fの借入れ希望)を基に、地権者等との農地調整・交渉の進捗状況を確認した。地権者等の状況(難易度)に応じてグループ分けを行い、借入れ見込みの高い農地を優先して交渉することとし、令和元年度の農地集積計画及び役割分担等を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続未登記農地については、うるま市・農業委員会において相続関係図を整理・作成。その関係図を基に、現地コーディネーター等が中心となって、借入れ見込みの高い農地から順に、相続関係者に対して、農地バンク事業及び中間管理権の設定について説明を行った。 →中間管理権の設定に当たっては、安易に知事裁定を行っては、地元住民の反発を招く恐れがあること、また、県外企業の誘致に当たっては地元住民の理解は不可欠であることから、地元コーディネーター等を中心に人海戦術で相続関係者の過半数の同意を得た。 ・島外の不在地主等への説明等についても、現地コーディネーター及び農地調整員が中心となって行った。 ・島外の不在地主等への説明等を行う際は、祭り(ハーリー)やお盆等で、津堅島に集まる機会に合わせて説明をお子に垂、親族等の権利関係者が一同で話し合いができるように努めた。 →前記取組の結果、120筆の相続未登記農地(9.34ha)について、中間管理利用権を設定(H29～R3年度実績)。 		
R1/6	<p>うるま市は、農業者や関係機関が一体となり、津堅島の農業振興を図るために様々な課題を共有し解決に取り組むことを目的に、うるま市津堅島農業振興協議会を設立。構成員については、地元農業者や住民の理解を得ること、また、農地の担い手への集積・集約化を図る観点から、地元生産部会長、自治会長及び農地バンク専務理事を含む関係機関で組織された。</p>		
R2/3	<p>うるま市が津堅島農業の再構築を目指すことを目的に、観光も含めた離島振興対策や農業参入意欲のある企業誘致等の取り組みと連携した「津堅島農業再生・活性化プラン」を策定する。</p>		
R2.4	<p>地元の農業者により、新たに農業法人Hが設立される。現在、島の特産品であるニンジンを中心とした栽培を行っている。また、インターネットを通じた販売等も行っていくことにより、ニンジンを始めとする津堅島の農産物のPRや地域活性化を推進している。</p>		
R3/4	<p>うるま市で農産物の直売所を運営している県外の企業Gより農地バンクへ借受申込があり、新たに貸付開始。小麦、大豆、かんしょの栽培を行っている。</p>		
取組の成果	<p>地区内農業の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクによる集積・集約化と農地耕作条件改善事業によって、地区内の荒廃農地が8.6ha再生された。令和5年度までに31haの荒廃農地を再生する計画である。 ・農地バンク事業で狭小な農地を新規参入企業及び新規参入法人へ集約することにより、ほ場内の農業機械等の作業時間が約2割削減された。 ・農地バンクによる集積・集約化により、参入企業F(10.2ha)、新たに設立された農業法人H(4.9ha)、参入企業G(0.8ha)が島内で営農を始め、にんじんを中心とした野菜を生産し市場出荷や地元の直売所、ネット通販での販売等を行っている。また加工食品の製造も始めており、コロナ禍の影響が落ち着いてくれば、今後観光産業との相乗効果も期待される。 		
	<p>出し手・受け手・関係者の声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出し手:不在地主であるので、離島に保有する農地の管理等が困難であったため、地域の農業のために有効活用してもらえることがありがたい。 ・受け手:農地バンク事業を活用することにより、農地バンクを介して複数の地主への支払手続きの一本化され、複数ある契約の管理等の煩雑な業務が解消された。 ・市町村:今後も荒廃農地の再生と農地集積に努め、農地の規模拡大及び新規担い手の発掘に貢献していきたい。 ・農業委員会:津堅島では、戦後住民が一時的に沖縄本島に移住された経緯があり、所有者不明農地や、耕作放棄地が多い。今後も、こうした農地を有効利用する為の施策を推進していきたい。 		
関係事例関と携わった役割	<p>うるま市津堅島農業振興協議会</p> <p>会長:うるま市経済部長、副会長:JAおきなわ中部地区営農振興センターセンター長 委員:沖縄県中部農林土木事務所長、沖縄県中部農業改良普及センター所長、沖縄県農業振興公社専務理事、うるま市と勝地下ダム土地改良区 事務局長、JAおきなわ勝連支店</p> <p>※上記の所属機関の実務担当者を各課題に応じて配置</p>		
	<table border="1"> <tr> <td> <p>農地ワーキンググループ</p> <p>(1) 農地集積に関する取り組み (2) 相続未登記農地、所有者不明農地の流動化に関する取り組み (3) その他農地に関する事項</p> </td> <td> <p>整備ワーキンググループ</p> <p>(1) 耕作放棄地再生に関する取り組み (2) かんがい施設整備に関する取り組み (3) 生産基盤の整備に関する取り組み (4) 中山間地域等事業に関する取り組み</p> </td> <td> <p>営農ワーキンググループ</p> <p>(1) 生産計画、栽培技術、出荷販売に関する取り組み (2) 担い手の確保、育成に関する取り組み (3) 病害虫防除に関する取り組み (4) その他、営農に関する事項</p> </td> </tr> </table>	<p>農地ワーキンググループ</p> <p>(1) 農地集積に関する取り組み (2) 相続未登記農地、所有者不明農地の流動化に関する取り組み (3) その他農地に関する事項</p>	<p>整備ワーキンググループ</p> <p>(1) 耕作放棄地再生に関する取り組み (2) かんがい施設整備に関する取り組み (3) 生産基盤の整備に関する取り組み (4) 中山間地域等事業に関する取り組み</p>
<p>農地ワーキンググループ</p> <p>(1) 農地集積に関する取り組み (2) 相続未登記農地、所有者不明農地の流動化に関する取り組み (3) その他農地に関する事項</p>	<p>整備ワーキンググループ</p> <p>(1) 耕作放棄地再生に関する取り組み (2) かんがい施設整備に関する取り組み (3) 生産基盤の整備に関する取り組み (4) 中山間地域等事業に関する取り組み</p>	<p>営農ワーキンググループ</p> <p>(1) 生産計画、栽培技術、出荷販売に関する取り組み (2) 担い手の確保、育成に関する取り組み (3) 病害虫防除に関する取り組み (4) その他、営農に関する事項</p>	